

建築関連 NPO の活動にみる「社会的弱者」の現状とその問題点

- 日本における弱者救済と相互扶助の歴史を通して -

中谷研究室 1G06D195-1 森 太郎

建築関連 NPO 弱者救済 慈善救済
自立支援 相互扶助

序論

本研究は、現代の弱者救済の一端を担う、建築関係 NPO の活動の性格と問題点を明らかにすることを目的とする。そのためにも、福祉における社会制度の変遷に基づき、古代から近代までと、戦後から現在に至るまでの、二つの大きな時代区分を行なう。それに従い、日本における弱者救済の社会的背景と事例を歴史的視点から分析する。そしてその枠組みの中で、建築関連 NPO の活動を分析・評価を行なう。そのうえで、建築分野における、今後の社会的弱者に対する救済の、より発展的なあり方について考察を行なう。

第一章 日本における弱者救済の歴史

本章では、日本における弱者救済と社会的背景を、古代から近代までという時代区分において分析する。

■ 仏教的慈善救済から法典の発展へ

古代、弱者救済の役割を担っていたのは、大陸から伝来してきた仏教の慈悲思想であった。仏教的慈悲思想は、仏教徒によって実践に移され、その過程で多くの救済が行なわれた (A)。

その後も仏教的慈善救済は一定の意義を持ち続けたが、弱者救済についての法典が整備されるとともに下火となっていく。

6 世紀に成立した法典は、形を変えながら明治・大正期まで一貫したシステムの下に成り立っていた。そのシステムとは、血縁や地縁による救済を第一に求め、国費としての支出は行なわれないというものであった (B)。これによって中世、近代に至るまで、孤児や自活の困難な高齢者等といった、制度からあぶれる多くの社会的弱者が生まれた。そして、それに対応する救済事例も多く生ずることとなった。大半の弱者救済は、仏教的慈善救済と同様の「慈善救済」であったが、次第に新しいシステムをもった救済が生じてきた。

本章ではそれら救済活動から、以下の三種類の型を抽出した。

- ・弱者を匿い、社会や共同体とは異なる場所において生活させる「慈善救済」(B1)
- ・弱者を施設等に収容し、社会復帰のための自立支援を行なう「自立支援型救済」(B2)
- ・弱者や市民が相互補助的に救済を行ない、共同体を築く「相互扶助的救済」(B3)

	A. 古代	B. 古代から近代			C. 戦後から現在
社会的背景の図式					
社会的背景	仏教的慈悲思想に基づき、弱者を匿う	血縁や地縁による救済を第一に求め、国費としての支出は行なわれない制度の存在			補完的に制度拡大が行なわれたことによる、充実した社会福祉制度の存在
救済の種類		B1. 慈善救済	B2. 自立支援型	B3. 相互扶助的	C1. 自立支援型
救済事例			石川島人足寄場	七分積金制度	建築関連 NPO
事例数		多	少	少	多
救済の図式					
救済内容		弱者を社会から離れた場所で匿う	社会復帰を目的に支援を行う	弱者や市民が相互補助的に共同体を築く	社会復帰を目的に支援を行う

表 1 歴史変遷における弱者救済事例と社会的背景 筆者作成

The present situation and the issue of vulnerable groups from the aspect of movements of NPOs related to the architecture—by considering about the history of relief for the socially vulnerable and mutual aid in Japan—

MORI Taro

以下に示す二つの救済事例は、江戸時代に存在した弱者救済の事例であるが、それぞれ「自立支援型」の救済、「相互扶助的」な総合的救済システムの、日本での最初の事例である。

■石川島人足寄場¹ (B2: 自立支援型救済)

1790年に創設された、無宿人²や軽度の罪人を収容し、生業を営ませた施設。収容した無宿人たちを社会復帰させることに主眼をおいた、自立支援型の救済である。

■七分積金制度³ (B3: 相互扶助的救済)

江戸における飢饉に対処するために、町の自治資金を積み立て、窮民救済に利用した制度。幕府の命により1791年に開始された制度であるが、市民による運営や、市民同士の救済活動など、相互扶助的な性格を持った弱者救済事例である。

第二章 建築関連 NPO の活動にみる現代の弱者救済

建築関連 NPO の活動を、第一章で述べた社会的制度と救済事例の図式のもとで分析する。そのために、現代における社会福祉の仕組みを明らかにし、そこに存在する弱者救済事例として、建築関連 NPO の活動に焦点をあてる。

■戦後の福祉制度

今日の福祉制度は、戦後における国民生活の困窮への対策として、その骨格がつくられた⁴。その後、支援を要する分野に対応するため、補完的に制度拡大が行なわれた結果、現在の充実した社会福祉制度が出来上がった (C)。

■建築関連 NPO

しかしながら、法整備の充実にも関わらず、未だ対応しきれない社会的弱者が存在している。そういった弱者への支援を行なっているのが NPO であり、そのなかで住まいに関する活動を行なっているのが、建築関連 NPO である。建築関連の NPO は年々増加しているが、その中で「社会的弱者」への支援を主眼とした、福祉的な観点によって活動する団体は約7割にのぼる。更にその中で、弱者に住宅等の供給を行ないながら、自立支援を行なう団体は実に8割以上である。つまり建築関連 NPO の活動全体の約6割、また弱者救済に関する活動を行なう団体の8割以上が、自立支援に基づいた弱者救済を行なっていることがわかる。現代において、行政の制度からあぶれた弱者を救済する活動は、そのほとんどが第一章において定義した、「自立支援型」の活動に基づいていることが明らかとなった (C1)。

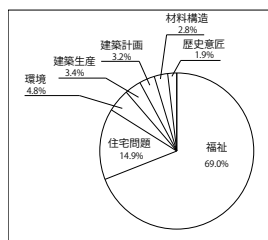


表1 建築関連 NPO の活動の割合 筆者作成

活動内容	団体数	全体比 (%)
自立支援	548	82.8
住環境改善	156	23.4
居住斡旋	62	9.3
その他	14	2.1
全体	666	100

表2 福祉系建築関連 NPO の活動内容の割合 筆者作成

第三章 考察：新たな弱者救済に向けて

本章では、第一章で分類した弱者救済の事例と、建築関連 NPO の活動を比較・分析し、建築関連 NPO の社会的性格と問題点について考察する。

第一章において定義した「自立支援型救済」「相互扶助的救済」は、どちらも弱者を社会に還元させた点において一定の評価ができる。しかし「自立支援型」である人足寄場の事例、建築関連 NPO に共通して、対応できる弱者の数・種類に限界があるという問題点が存在する。また建築関連 NPO に関しては、「支援者一弱者」という構図から、生活保護費搾取などの問題が生じている。これら問題を解決しうるのが、「相互扶助的救済」である。「相互扶助的救済」は、人々の連帯によってゆるやかに支えられる救済であるため、多様な弱者に対応でき、相互の関係に強い構図も作らない。つまり、制度や形式によってあぶれてしまう弱者を、限りなく救済できる可能性をもっている。以下に示すのは、現代において相互扶助的な救済活動を行なう建築関連 NPO の事例である。

■ NPO 「Habitat for Humanity」

途上国を中心に、貧困層向けの建築を介した自立支援、コミュニティ支援を行なう建築関連 NPO である。支援した人間同士の救済を企画するなど、相互扶助の理念に基づいた活動を行なっている。

この活動の問題点⁷は、弱者が弱者を支援するという特殊な形態の活動であるために、活動の社会的基盤を得にくいことである。江戸時代の事例である七分積金制度は、幕府により整備された制度であったため、社会的築くことができた。現代にもこのような後ろ盾を確保することが、「相互扶助的」救済の活動を広げる手がかりであると言える。

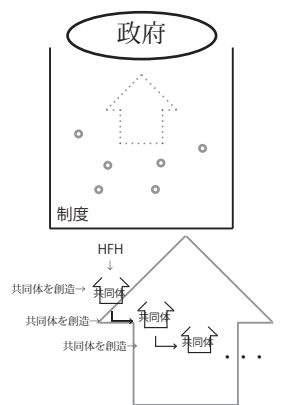


図2 「Habitat for Humanity」活動の図式 筆者作成

結論

以上より、建築関連 NPO の活動は、中世においても存在していた、弱者の社会復帰のための自立支援を行なうものがほとんどであることがわかった。しかしその構造により、問題点も生じている。これを解決する手がかりは相互扶助的な活動であり、その基盤を築くことが、現代の社会的弱者救済には求められている。

1. 幕府の命により、隅田川河口の石川島に創設された。2. ここにおける無宿人とは、江戸期の飢饉によって、周辺隣国から江戸に大量に流入してきた、農民等の窮民の事を指す。3. 幕府の命により整備された制度。町の資金の七割を積み立てて財源としたことからその名がついた。4. 戦後戦後の国民生活困窮に対応して、公的扶助に関する法律である「生活保護法」が1946年に施行された。これは現在においても公的扶助を定める法律となっている。5. 6. 米野史健「住宅に関連した活動を行う特定非営利活動法人の概況」日本建築学会計画系論文集 2004年のデータをもとに、筆者が編集。6 は重複あり。7 「Habitat for Humanity」のスタッフである山本氏に聞き取り調査を行い(2009年11月9日)、それをもとに記述。ご協力いただいた山本氏に厚くお礼申し上げます。